JR東海労新幹線関西地本 大阪車両所分会

## CHANGE

2022年 2月 1日

No. 37

発行責任者 湊 伸一

発行編集者 教 宣 部

## 2021年度職場諸要求(車両所関係)の業務委員会開催!!

報告シリーズ "第五弾"

ボルト・ナットが締め付けられたら、誰でも自転車整備が出来る?!

その整備不良でケガをしたら労基署判断?!

業務委員会で組合側は「配備されている自転車の点検・整備は誰が責任をもって行うのか明らかにすること。また、使用者が行うとなれば安全上問題があるので業者に点検・整備させること」と申し入れを行いました。

それに対して、会社は「必要な時に適切な者が点検・整備を行う」と回答しました。

その後、やり取りを行いました。

- 【組合】自転車の修理は誰がやるのか?
- 【会社】自転車の整備・点検はボルト・ナットなど締められる技術をもった者(技術力がある者)が行う。
- 【組合】検修作業員でボルト・ナットが締められないような社員はいない。 誰が整備するのか?いつするのか?誰の指示でするのか?
- 【会社】技術力がある人が・・・
- 【組合】サービックでは自転車業者が定期的に来て、点検している。だから J R でも業者来 てもらって点検したら済む話しだ。(整備不良)で怪我をしたら誰が責任取るのか?
- 【会社】怪我したら労基署が判断するので・・・
- 【組合】それは、怪我する前提でやっているのか?
- 【会社】…
- 【組合】自己の時間で整備・点検するのか? 業務指示を出すのか?
- 【会社】自転車修理は業務指示である。

会社の備品の自転車整備さえ会社は責任をもって点検を行わない!!

これでよく労働災害予防を掲げられるものだ!!

会社は社員が安心・安全に使用できるように点検・整備を行うべきである!!